

令和6年12月26日（木）

第2回神戸市母子保健事業検討委員会 資料2

令和6年度 神戸市母子保健事業検討委員会

第2回 令和6年12月26日（木）

令和6年度第2回神戸市母子保健事業検討委員会

議題

1. 第1回検討委員会の内容とその後の国の動きについて
2. 神戸市の5歳児健康診査の実施案について

令和6年度神戸市母子保健事業検討委員会の目的

- 令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランにおいて「妊娠期からの切れ目ない支援の充実」として乳幼児健康診査の推進が示され、令和5年度の国の補正予算で5歳児健康診査の費用補助事業が創設された。
- 神戸市の乳幼児健康診査事業のより円滑な運営のため「神戸市母子保健事業検討委員会開催要綱」に基づき本会を開催し、行政と関係機関が連携して、神戸市における5歳児健康診査のあり方について検討を行う。

第1回検討委員会（令和6年7月25日開催）の内容

- 神戸市の既存の乳幼児健康診査や就学相談などの実施状況について情報共有と意見交換。
- 神戸市での5歳児健康診査のあり方について意見交換。
- 神戸市が5歳児健康診査の実施案を作成し、第2回検討委員会で実施案について検討する。

第1回検討委員会の意見（抜粋）

- 神戸市では支援が必要な児は5歳時点で既に相談歴があることが多い。
→ 5歳児健康診査で要フォローの子どもを新規発見は少ないと考えられる。
- **神戸市の5歳児健康診査は、何を目的にするかが重要である。**
- 神戸市の既存の支援体制は、5歳児健康診査が目指す理想像に近いところまできている。
- 従事者への研修や児童発達支援を含めた神戸市における地域のネットワークの拡充が必要。

5歳児健康診査の国の支援事業（R7予算概要）

<small>こどもみんなの</small> こども家庭庁	「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業	新規	成育局 母子保健課
		令和7年度概算要求額 16億円（－） 【令和5年度補正創設】	
事業の目的			
○ 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。 ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。			
事業の概要			
◆ 対象者 ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児			
◆ 内容 地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。			
① 1か月児健診 実施方法：原則として個別健診 健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等			
② 5歳児健診 実施方法：原則として集団健診 健診内容：発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、専門相談等			
◆ 留意事項 （1）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。 （2）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。			
実施主体等			
◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2 ◆ 補助単価：① 6,000円/人（原則として個別健診） ② 5,000円/人（原則として集団健診）			

抜粋：「令和7年度予算概算要求の概要」（令和6年8月30日付こども家庭庁）

5歳児健康診査に関する国のQ&Aと支援事業（R7予算概要）

- 5歳児健康診査の従事者について、**医師の参加が必須であることが明記された。**
- 一方で、国は5歳児健康診査等が未実施の自治体における課題として、**健診医や医師以外の専門職が確保できないこと**を挙げ、国による健診実施のための支援の必要性を示している。
→国も、5歳児健康診査の課題として**医師等の専門職の確保があることを認識**しており、全国的な課題と位置付けていると考えられる。

【1 か月児及び5歳児健康診査支援事業】

問 10 5歳児健康診査の実施要綱の（3）健康診査を実施する担当者に定められる事項において、「十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施すること」とあるが、医師が参加しなくても国庫補助の対象になるか。

（答）

○ 健康診査は、医師の参加のもと実施してください。そのうえで、幼児や発達障害等の診察に習熟していない医師のみで、診察を行うことが困難な場合には、心理担当職員や言語聴覚士等の専門職によるサポートにおいて、健診を実施することは差し支えありません。

乳幼児健康診査実施支援事業 新創 推進中 成育局 母子保健課

令和7年度概算要求額 4.0億円（一）

事業の目的

- 3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診については、健診実施を行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、長年の慣習の習得や促進の取組を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
 - ① 医師以外の専門職が確保できない
 - ② 健診実施に当たっての基本的な運営や、特に5歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難といった課題が挙げられた。
- また、一部地域では会場までの距離が遠く、乳幼児健診の交通費がかかるなどの課題も挙げられている。
- そのため、各自治体において、小児科医や専門職の確保が難しい地域や、現場等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を図る必要がある。

事業の概要

- ※ 乳幼児健診小委員
- （1）関係団体との連携や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助（3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診）
- ※ 市町村小委員（※市町村小委員に一定の制限を課す予定）
- （2）健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助（3～6か月児健診、9～11か月児健診）
- （3）乳幼児やその保護者が、遠方の乳幼児健診の実施場所へ移動にかかる交通費の補助（3～6か月児健診、9～11か月児健診）
- （4）各健診の運営や早退的な手厚に関する研修、5歳児健診強化のフォローアップ体制等の研修費用（研修師・心理・管理栄養士の研修）（3～6か月児健診、9～11か月児健診、5歳児健診）

実施主体等

【実施主体】	（1）市町村、（2）～（4）市町村	【補助率】	1/2
【補助総額】	（1）1市町村あたり2,715,000円 （2）移動に要した費用の8割を補助	（2）1市町村あたり1,409,500円 （4）1市町村あたり600,000円	

参考：「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に係るQ&Aについて」（令和6年9月6日一部改正子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）

参考：「令和7年度予算概算要求の概要」（令和6年8月30日付子ども家庭庁）

5歳児健診ポータルについて

- 「5歳は社会性が高まり、発達障害が認知されやすいこと等を踏まえ、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見等の観点」から5歳児健康診査の実施の支援の推進のために国が作成。



自治体の方 どのように医師を確保したらいいんだろう...?	医師の方 小児科医以外も健診に参加できる?	保護者の方 事前に健診の流れを知っておきたい!
---	---------------------------------	-----------------------------------



参考：「「5歳児健診ポータル」の周知について」（令和6年11月19日付こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）

国が示している 5 歳児健康診査について

- 5 歳児の全数を対象とした健診を実施すること。
- 定められた項目の全てを実施すること。
 - ①身体発育状況 ②栄養状態 ③精神発達の状況 ④言語障害の有無
 - ⑤育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）
 - ⑥その他の疾病及び異常の有無

• 一部の幼児を対象とすることや、一部の項目のみを実施することは認められていない。

➤ **国は 5 歳児健康診査を、全ての 5 歳児を対象とした子どもの健康の保持・増進のための一般健康診査として示している**（ただし、今後 2～3 年を目処に 5 歳児の全数を対象とすることを前提に、当面の間はアンケートなどで抽出された一部の幼児を対象とすることは差し支えないとされている）。

問診で必要な観点

成育基本法に基づく成育医療等基本方針

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(令和5年3月22日改訂)

「バイオ・サイコ・ソーシャル」の観点

身体的・精神的・社会的なすべての面を
一体的に捉えた観点



一人ひとりのウェルビーイングを目指して
状態に応じた子育て支援

参考：「令和 5 年度母子保健衛生費国庫補助金（令和 5 年度補正予算）に係る Q&A について」（令和 6 年 9 月 6 日一部改正こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）

参考：「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和 5 年 3 月 22 日閣議決定）

参考：「令和 6 年度母子保健指導者養成研修 乳幼児健康診査に関する研修②」資料（こども家庭庁）

参考：「5 歳児健康診査マニュアル」（令和 6 年 3 月 29 日こども家庭庁成育局母子保健課）

国が示している 5 歳児健康診査の実施方式

○集団方式

- ・ 実施に必要な医師等の健診従事者や健診会場を確保することが現実的に非常に困難。
- ・ 子どもの性別や特性などでスペースを分けるなどの対象児のプライバシーの配慮が会場の都合上難しい。

○個別方式

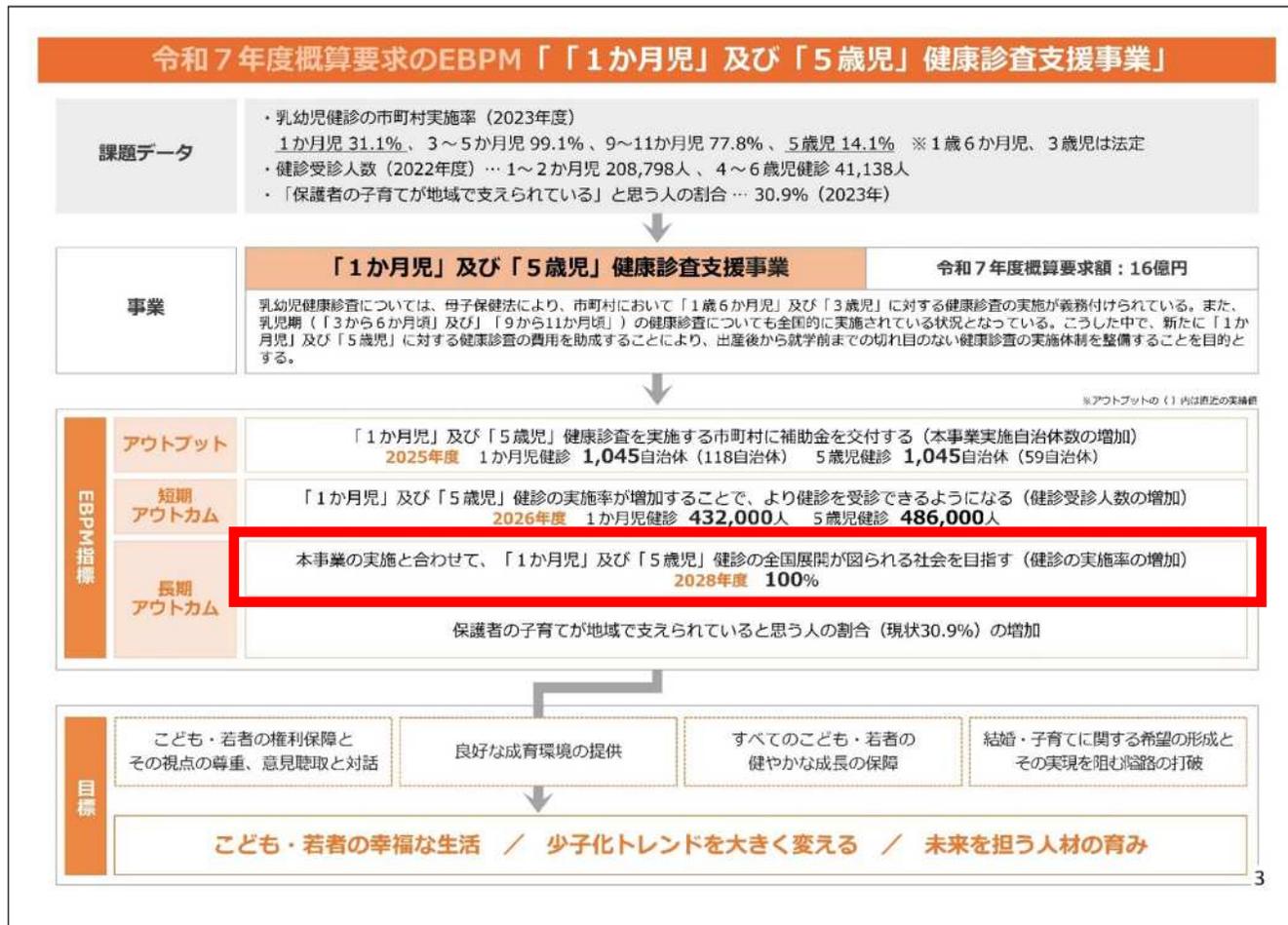
- ・ 受診児や保護者の都合に合わせて受診日時や場所を選択可能。
- ・ 実施医療機関を確保する必要がある。

○園医方式

○巡回方式

今後のスケジュール

- 国は、2028年度（令和10年度）までに5歳児健康診査の全国展開を目指している。



抜粋：「令和7年度予算概算要求 EBPM関係資料」（令和6年8月30日付子ども家庭庁）

(参考) 神戸市のフォローアップ体制 専門相談の実施状況

1歳6か月児健康診査

(単位：人)

	育児	栄養	心理
異常なし	7066	1515	162
要フォロー健診	75	2	57
要継続観察	1852	3	652
要精密検査	2	0	6
要医療	0	0	12
医療中			3
合計	8995	1520	892

(単位：人)

	歯科
指導済み	8370

3歳児健康診査

(単位：人)

	育児	栄養	心理
異常なし	8773	664	401
要フォロー健診	18	1	20
要継続観察	1381	0	372
要精密検査	9	0	143
要医療	1	0	4
医療中			3
合計	10182	665	943

(単位：人)

	歯科
指導済み	8648

※ 1歳6か月児・3歳児健康診査の歯科相談の実施数は、
歯科診察で指導を実施した数を計上。

(参考) 神戸市のフォローアップ体制 発達専門相談事業

○事業目的

発達障害の疑い及び発達障害児等とその保護者に対し、心理士を中心とした面接、相談、発達検査、助言、その他必要と認められる支援を行い、発達障害児等の早期対応を図る。

○事業内容

乳幼児健康診査等において発見された、発達障害の疑い及び発達障害児等とその保護者に対する具体的な関わり方の指導を行う専門相談を実施する。

(令和5年度実績)

回数	参加組数 (延べ)	事業紹介元		
		1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査	その他※
139	288	19	55	202

※保健師の継続支援や要フォロー子育て教室、心理相談などから紹介。

(参考) 神戸市のフォローアップ体制 個別カウンセリング

○事業目的

支援を要する家庭で未就学児を持つ保護者が心理士による個別のサポートを受けることで、育児に自信を持ち不安を軽減できる。

○事業対象者

保護者自身が育児について不安や悩みを抱えている方や集団より個別での支援が適している方
ただし、心療内科等に通院中の方は事業参加に主治医の了承が必要。

(令和5年度実績)

回数	参加組数 (延べ)
201	367

(参考) 神戸市のフォローアップ体制 5歳児の就学相談

(1) 就学に関する説明

就学予定のある障害のある子どもやその保護者に向けた、就学に関する説明動画をホームページで公開しており、いつでも（5歳前からでも）視聴可能としている。

内容	視聴回数
①全体説明	960回
②通常の学級	600回
③特別支援学級	1,005回
④特別支援学校	433回
⑤医療的ケア	233回
⑥難聴児支援	172回
⑦弱視児支援	186回
⑧病弱児支援	162回

※視聴回数は令和6年3月～令和6年10月末の実績。

(参考) 神戸市のフォローアップ体制 5歳児の就学相談

(2) 個別の就学相談

相談希望者を対象に、特別支援学級や特別支援学校、医療的ケア、通常学級、通級指導教室等に関することについて、指導主事、インクルーシブ相談員、通級指導教室担当者などが個別に就学相談を実施している。個別の就学相談の対象年齢は年長の時期に当たる子ども（5歳児健康診査は年中の時期が対象年齢）。

	対応件数
令和4年度	372
令和5年度	427
令和6年度（※）	489

※令和6年度実績は令和6年10月末時点の実績。